

諸 税

40. 軽自動車税率表	40
軽自動車税課税概要	41
41. 令和4年度軽自動車等届出件数調	43
42. 国民健康保険税調定額の推移	44
43. 国民健康保険税率	45
44. 令和5年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）全体分.....	46
45. 令和5年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）医療分.....	47
46. 令和5年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）介護分.....	48
47. 令和5年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）後期支援分.....	49
48. 介護保険料.....	50
49. 後期高齢者医療保険料.....	52
50. 入湯税	53
51. たばこ税	53

40. 軽自動車税率表

原付バイク（125cc以下）・二輪車（125cc超）・小型特殊自動車等

軽自動車等の区分		令和5年度
原付バイク	50cc以下	2,000円
	50cc～90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	特殊作業用	5,900円
被けん引車	二輪	3,600円

軽自動車（四輪以上及び三輪）

車種区分			令和5年度		
			旧標準税額	標準税額	重課税額
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

※軽自動車（三輪及び四輪以上）は、新車新規登録年月によって上記税額のいずれかが適
 旧標準税額…H28.3.31以前に新規登録された車両で初めて車両番号の指定を受けた月から13年目までの車両
 標準税額…H28.4.1以降に新規登録された車両で初めて車両番号の指定を受けた月から13年目までの車両
 重課税額…新規登録から13年を経過した車両（R5年度対象は新規登録初度検査年月がH22.3月までの車両）

軽自動車（四輪以上及び三輪）のグリーン化特例（軽課税額）について

⇒新規登録された年度ごとに、排出ガスや燃費性能の優れた環境負荷の小さな車両に対して適用される。

⇒R5年度はR4.4.1～R5.3.31に新規登録された車両に対して適用される。

区分			標準税額	軽課税額適用後(標準税額からの概ねの軽減率)		
軽減率				75%軽減	50%軽減	25%軽減
軽課税率の対象 (50%軽減、25%軽減該当車は ガソリン車、ハイブリット車の 乗用営業用のみ)				電気自動車・ 天然ガス自動車	R2年度燃費基準か つR12年度燃費基 準90%達成車	R2年度燃費基準か つR12年度燃費基 準70%達成車
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	-	-
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	-	-
		自家用	5,000円	1,300円	-	-
三輪			3,900円	1,000円	-	-

※天然ガス自動車は、H30年排出ガス規制に適合するものまたは、H21年排出ガス規制に適合し、かつH21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限ります。

※ガソリン車、ハイブリット車は、H30排出ガス規制適合するものまたは、H17排出ガス基準規制に適合し、かつH17排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない車両に限る。

40. 軽自動車税課税概要（令和4年度）

種 別		年度		令和4年度				
		区分	賦課期日 対象台数	非課税 対象台数	差引課税 対象台数	税率	税 額	
原 動 機 付 自 転 車	50cc 以 下		3,908	20	3,888	2,000	7,776,000	
	90cc 以 下		429	2	427	2,000	854,000	
	125cc 以 下		1,102	24	1,078	2,400	2,587,200	
	ミ 二 力 一		85	0	85	3,700	314,500	
	小 計		5,524	46	5,478	—	11,531,700	
軽	二輪車（軽二輪・被けん引車）		1,966	4	1,962	3,600	7,063,200	
	三 輪 車		0	0	0	—	0	
	四輪車 （旧税率）	乗用	営 業 用	1	0	1	5,500	5,500
			自 家 用	12,105	15	12,090	7,200	87,048,000
	貨物	営 業 用	110	0	110	3,000	330,000	
		自 家 用	2,349	14	2,335	4,000	9,340,000	
	小 計		14,565	29	14,536	—	96,723,500	
	四輪車 （標準税率）	乗用	営 業 用	0	0	0	6,900	0
			自 家 用	14,477	19	14,458	10,800	156,146,400
		貨物	営 業 用	141	0	141	3,800	535,800
自 家 用			3,172	23	3,149	5,000	15,745,000	
小 計		17,790	42	17,748	—	172,427,200		
四輪車 （重課）	乗用	営 業 用	1	0	1	8,200	8,200	
		自 家 用	8,454	14	8,440	12,900	108,876,000	
	貨物	営 業 用	91	0	91	4,500	409,500	
		自 家 用	4,142	27	4,115	6,000	24,690,000	
小 計		12,688	41	12,647	—	133,983,700		
四輪車 （75%軽課）	乗用	営 業 用	0	0	0	1,800	0	
		自 家 用	0	0	0	2,700	0	
	貨物	営 業 用	5	0	5	1,000	5,000	
		自 家 用	0	0	0	1,300	0	
小 計		5	0	5	—	5,000		
四輪車 （50%軽課）	乗用	営 業 用	0	0	0	3,500	0	
		自 家 用	0	0	0	5,400	0	
	貨物	営 業 用	0	0	0	1,900	0	
		自 家 用	0	0	0	2,500	0	
小 計		0	0	0	—	0		
四輪車 （25%軽課）	乗用	営 業 用	0	0	0	5,200	0	
		自 家 用	0	0	0	8,100	0	
	貨物	営 業 用	0	0	0	2,900	0	
		自 家 用	0	0	0	3,800	0	
小 計		0	0	0	—	0		
四 輪 車 小 計		45,048	112	44,936	—	384,521,000		
農 耕 作 業 用 自 動 車		3,545	3	3,542	2,400	8,500,800		
特 殊 作 業 用 自 動 車		397	1	396	5,900	2,336,400		
二 輪 小 型 自 動 車		2,823	0	2,823	6,000	16,938,000		
合 計		59,303	166	59,137	—	439,678,000		

40. 軽自動車税課税概要（令和5年度）

種別	年度		令和5年度					
	区分	賦課期日 対象台数	非課税 対象台数	差引課税 対象台数	税率	税額		
原動機付自転車	50cc 以下		3,801	20	3,781	2,000	7,562,000	
	90cc 以下		420	2	418	2,000	836,000	
	125cc 以下		1,163	24	1,139	2,400	2,733,600	
	ミ 二 力 一		91	0	91	3,700	336,700	
	小 計		5,475	46	5,429	—	11,468,300	
軽自動車	二輪車（軽二輪・被けん引車）		2,022	4	2,018	3,600	7,264,800	
	三 輪 車		0	0	0	—	0	
	四輪車 （旧税率）	乗用	営 業 用	2	0	2	5,500	11,000
			自 家 用	10,449	15	10,434	7,200	75,124,800
		貨物	営 業 用	97	0	97	3,000	291,000
			自 家 用	1,949	13	1,936	4,000	7,744,000
	小 計		12,497	28	12,469	—	83,170,800	
	四輪車 （標準税率）	乗用	営 業 用	1	0	1	6,900	6,900
			自 家 用	16,451	19	16,432	10,800	177,465,600
		貨物	営 業 用	163	0	163	3,800	619,400
			自 家 用	3,632	23	3,609	5,000	18,045,000
	小 計		20,247	44	20,203	—	196,136,900	
	四輪車 （重課）	乗用	営 業 用	2	0	2	8,200	16,400
			自 家 用	8,873	13	8,860	12,900	114,294,000
		貨物	営 業 用	97	0	97	4,500	436,500
			自 家 用	4,148	26	4,122	6,000	24,732,000
	小 計		13,120	39	13,081	—	139,478,900	
	四輪車 （75%軽課）	乗用	営 業 用	0	0	0	1,800	0
			自 家 用	48	0	48	2,700	129,600
貨物		営 業 用	0	0	0	1,000	0	
		自 家 用	1	0	1	1,300	1,300	
小 計		49	0	49	—	130,900		
四輪車 （50%軽課）	乗用	営 業 用	0	0	0	3,500	0	
		自 家 用	0	0	0	5,400	0	
	貨物	営 業 用	0	0	0	1,900	0	
		自 家 用	0	0	0	2,500	0	
小 計		0	0	0	—	0		
四輪車 （25%軽課）	乗用	営 業 用	0	0	0	5,200	0	
		自 家 用	0	0	0	8,100	0	
	貨物	営 業 用	0	0	0	2,900	0	
		自 家 用	0	0	0	3,800	0	
小 計		0	0	0	—	0		
四 輪 車 小 計		45,913	111	45,802	—	393,356,000		
農 耕 作 業 用 自 動 車		3,486	3	3,483	2,400	8,359,200		
特 殊 作 業 用 自 動 車		401	1	400	5,900	2,360,000		
二 輪 小 型 自 動 車		2,935	0	2,935	6,000	17,610,000		
合 計		60,232	165	60,067	—	455,366,000		

41. 令和4年度軽自動車等届出件数調

取得

種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	車種ごとの合計
市ナンバー	原付50cc以下	50	32	28	33	48	51	32	40	20	38	40	61	473
	原付90cc以下	5	5	4	6	4	2	5	1	0	1	3	2	38
	原付125cc以下	21	11	11	13	9	10	11	9	7	18	26	12	158
	ミニカー50cc以下	4	1	0	0	4	0	0	2	1	2	4	3	21
	農耕作業用自動車	11	28	6	7	14	2	36	9	8	5	15	22	163
	特殊作業用自動車	9	4	7	3	2	0	1	1	0	6	1	1	35
市ナンバーの合計		100	81	56	62	81	65	85	62	36	70	89	101	888

廃車

種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	車種ごとの合計
市ナンバー	原付50cc以下	37	47	40	38	50	51	40	39	47	56	52	137	634
	原付90cc以下	3	5	3	3	2	3	3	2	4	4	4	14	50
	原付125cc以下	9	14	11	12	3	11	10	4	8	11	11	27	131
	ミニカー50cc以下	1	0	3	3	2	1	2	0	1	1	0	1	15
	農耕作業用自動車	8	44	6	8	14	2	31	14	20	14	19	44	224
	特殊作業用自動車	5	2	5	1	3	1	0	2	1	1	3	6	30
市ナンバーの合計		63	112	68	65	74	69	86	61	81	87	89	229	1,084

4 2. 国民健康保険税調定額の推移

(単位:世帯、円、%)

年度	区分	調定額		最終調定 対前年度比	年間平均 世帯数	一世帯当り 算定額
		当 初	最 終			
平成 24年度	全 体 分	4,902,131,100	4,886,973,840	99.7	33,702	145,005
	医 療 分	3,545,618,688	3,529,892,067	99.6	—	—
	支 援 金 分	916,277,166	911,623,740	99.5	—	—
	介 護 分	440,235,246	445,458,033	101.2	—	—
平成 25年度	全 体 分	5,341,594,600	5,300,748,900	98.6	35,373	149,853
	医 療 分	3,774,221,944	3,741,328,457	98.4	—	—
	支 援 金 分	1,123,247,457	1,113,313,999	98.6	—	—
	介 護 分	444,125,199	446,106,444	99.6	—	—
平成 26年度	全 体 分	5,186,027,700	5,108,919,600	96.4	25,754	198,374
	医 療 分	3,671,128,757	3,613,054,391	96.6	—	—
	支 援 金 分	1,092,936,843	1,076,051,813	96.7	—	—
	介 護 分	421,962,100	419,813,396	94.1	—	—
平成 27年度	全 体 分	4,879,398,700	4,825,616,800	94.5	25,304	190,706
	医 療 分	3,461,840,128	3,421,016,835	94.7	—	—
	支 援 金 分	1,029,469,073	1,017,966,371	94.6	—	—
	介 護 分	388,089,499	386,633,594	92.1	—	—
平成 28年度	全 体 分	4,774,744,300	4,652,932,300	96.4	24,641	188,829
	医 療 分	3,395,011,476	3,308,400,546	96.7	—	—
	支 援 金 分	1,010,083,624	984,786,344	96.7	—	—
	介 護 分	369,649,200	359,745,410	93.0	—	—
平成 29年度	全 体 分	4,459,458,700	4,432,381,000	95.3	23,831	185,992
	医 療 分	3,187,078,700	3,164,576,838	95.7	—	—
	支 援 金 分	945,633,200	939,944,046	95.4	—	—
	介 護 分	326,746,800	327,860,116	91.1	—	—
平成 30年度	全 体 分	3,820,272,000	3,798,957,200	85.7	23,247	163,417
	医 療 分	2,637,119,286	2,620,571,138	82.8	—	—
	支 援 金 分	877,158,814	872,128,914	92.8	—	—
	介 護 分	305,993,900	306,257,148	93.4	—	—
令和 元年度	全 体 分	3,649,135,400	3,630,419,500	95.6	22,674	160,114
	医 療 分	2,524,454,300	2,508,137,817	95.7	—	—
	支 援 金 分	840,330,000	835,992,842	95.9	—	—
	介 護 分	284,351,100	286,288,841	93.5	—	—
令和 2年度	全 体 分	3,577,162,500	3,557,489,000	98.0	22,594	157,453
	医 療 分	2,473,134,500	2,456,833,857	98.0	—	—
	支 援 金 分	822,785,000	818,942,318	98.0	—	—
	介 護 分	281,243,000	281,712,825	98.4	—	—
令和 3年度	全 体 分	3,485,653,400	3,481,062,800	97.9	22,522	154,563
	医 療 分	2,416,448,782	2,410,942,681	98.1	—	—
	支 援 金 分	804,709,316	804,721,843	98.3	—	—
	介 護 分	264,495,302	265,398,276	94.2	—	—
令和 4年度	全 体 分	3,407,512,300	3,386,288,600	97.3	21,894	154,667
	医 療 分	2,365,248,486	2,347,427,893	97.4	—	—
	支 援 金 分	782,384,956	778,222,620	96.7	—	—
	介 護 分	259,878,858	260,638,087	98.2	—	—
令和 5年度	全 体 分	3,288,895,300	—	—	—	—
	医 療 分	2,276,402,593	—	—	—	—
	支 援 金 分	755,000,960	—	—	—	—
	介 護 分	257,491,747	—	—	—	—

43. 国民健康保険税率

年度	区分	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 万円	条例23条1項1号の減額（7割）		条例23条1項2号の減額（5割）		条例23条1項3号の減額（2割）		条例23条2項の減額
							均等割額 円	平等割額 円	均等割額 円	平等割額 円	均等割額 円	平等割額 円	均等割額 円
平成24年度	医療分	7.0	25.0	23,000	25,000 特定 12,500	50	16,100	17,500 特定 8,750	11,500	12,500 特定 6,250	4,600	5,000 特定 2,500	
	支援金分	2.0	5.0	6,000	5,000 特定 2,500	13	4,200	3,500 特定 1,750	3,000	2,500 特定 1,250	1,200	1,000 特定 500	
	介護分	2.0	2.5	8,000	6,500	10	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
平成25～29年度	医療分	7.5	25.0	27,000	25,000 特定 12,500 特定継続 18,750	51	18,900	17,500 特定 8,750 特定継続 13,125	13,500	12,500 特定 6,250 特定継続 9,375	5,400	5,000 特定 2,500 特定継続 3,750	
	支援金分	2.5	5.0	8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	14	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	
	介護分	2.0	2.5	8,000	6,500	12	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
平成30～令和2年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	52	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	17	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	
	介護分	2.0		8,000	6,500	16	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和3年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	58	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	19	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	
	介護分	2.0		8,000	6,500	16	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和4年度～	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	63	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	2割 13,500 5割 10,800 7割 4,050
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	19	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	2割 4,250 5割 3,400 7割 1,275
	介護分	2.0		8,000	6,500	17	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和5年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	65	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	2割 13,500 5割 10,800 7割 4,050
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	20	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	2割 4,250 5割 3,400 7割 1,275
	介護分	2.0		8,000	6,500	17	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	

4 4. 令和5年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆全体分◆（単位：世帯、人、円）

		全 被 保		一 般		
世帯数		22,234		22,234	(内混合0)	
被保数		33,943		33,943		
課税総所得		22,100,008,072		22,100,008,072		
資産税額						
	所得割	2,257,656,796	12,806 世帯	2,257,656,796	12,806 世帯	
	資産割					
	均等割	1,291,968,500		1,291,968,500		
	平等割	656,266,500		656,266,500		
	算出額計	4,205,891,796		4,205,891,796		
条例23条の減額	限度超過	261,487,362	363 世帯	261,487,362	363 世帯	
	均等割	7割	195,672,400	7,320 人	195,672,400	7,320 人
		5割	100,383,250	5,355 人	100,383,250	5,355 人
		2割	33,742,300	4,521 人	33,742,300	4,521 人
		子ども	10,717,450	786 人	10,717,450	786 人
		計	340,515,400	17,982 人	340,515,400	17,982 人
	平等割	7割	117,367,250	5,637 世帯	117,367,250	5,637 世帯
		5割	43,261,250	3,114 世帯	43,261,250	3,114 世帯
		2割	14,343,200	2,564 世帯	14,343,200	2,564 世帯
		計	174,971,700	11,315 世帯	174,971,700	11,315 世帯
	7割小計	313,039,650		313,039,650		
	5割小計	143,644,500		143,644,500		
	2割小計	48,085,500		48,085,500		
	子ども小計	10,717,450		10,717,450		
	計	515,487,100		515,487,100		
月割減額	158,137,016		158,137,016			
減 免	3,030,903		3,030,903			
端数処理	1,918,415		1,918,415			
減額等小計	940,060,796		940,060,796			
その他処理	0		0			
賦課額	3,265,831,000		3,265,831,000			

45. 令和5年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆医療分◆（単位・世帯、人、円）

		全 被 保		一 般		
世帯数		22,234		22,234	(内混合0)	
被保数		33,943		33,943		
課税総所得		22,100,008,072		22,100,008,072		
資産税額						
	所得割	1,524,894,059	12,806 世帯	1,524,894,059	12,806 世帯	
	資産割					
	均等割	916,461,000		916,461,000		
	平等割	468,044,500		468,044,500		
	算出額計	2,909,399,559		2,909,399,559		
条例23条の減額	限度超過	169,492,296	271 世帯	169,492,296	271 世帯	
	均等割	7割	138,348,000	7,320 人	138,348,000	7,320 人
		5割	72,292,500	5,355 人	72,292,500	5,355 人
		2割	24,413,400	4,521 人	24,413,400	4,521 人
		子ども	8,151,300	786 人	8,151,300	786 人
		計	243,205,200	17,982 人	243,205,200	17,982 人
	平等割	7割	84,184,100	5,637 世帯	84,184,100	5,637 世帯
		5割	31,179,500	3,114 世帯	31,179,500	3,114 世帯
		2割	10,385,100	2,564 世帯	10,385,100	2,564 世帯
		計	125,748,700	11,315 世帯	125,748,700	11,315 世帯
	7割小計	222,532,100		222,532,100		
	5割小計	103,472,000		103,472,000		
	2割小計	34,798,500		34,798,500		
	子ども小計	8,151,300		8,151,300		
	計	368,953,900		368,953,900		
月割減額	107,191,467		107,191,467			
減 免	2,320,883		2,320,883			
端数処理	681,513		681,513			
減額等小計	648,640,059		648,640,059			
その他処理	0		0			
賦課額	2,260,759,500		2,260,759,500			

4 6. 令和5年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆介護分◆（単位：世帯、人、円）

		全 被 保		一 般		
世帯数		9,319		9,319	(内混合0)	
被保数		10,874		10,874		
課税総所得		9,013,458,515		9,013,458,515		
資産税額						
	所得割	180,267,735	4,509 世帯	180,267,735	4,509 世帯	
	資産割					
	均等割	86,992,000		86,992,000		
	平等割	60,573,500		60,573,500		
	算出額計	327,833,235		327,833,235		
限度超過		21,089,639	145 世帯	21,089,639	145 世帯	
条例23条の減額	均等割	7割	13,770,400	2,459 人	13,770,400	2,459 人
		5割	5,332,000	1,333 人	5,332,000	1,333 人
		2割	1,643,200	1,027 人	1,643,200	1,027 人
		計	20,745,600	4,819 人	20,745,600	4,819 人
	平等割	7割	10,223,850	2,247 世帯	10,223,850	2,247 世帯
		5割	3,578,250	1,101 世帯	3,578,250	1,101 世帯
		2割	1,125,800	866 世帯	1,125,800	866 世帯
		計	14,927,900	4,214 世帯	14,927,900	4,214 世帯
	7割小計		23,994,250		23,994,250	
	5割小計		8,910,250		8,910,250	
	2割小計		2,769,000		2,769,000	
	計		35,673,500		35,673,500	
	月割減額		15,376,549		15,376,549	
	減 免		0		0	
端数処理		348,347		348,347		
減額等小計		72,488,035		72,488,035		
その他減額処理		0		0		
賦課額		255,345,200		255,345,200		

4 7. 令和5年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆後期支援分◆（単位：世帯、人、円）

		全 被 保		一 般		
世帯数		22,234		22,234	(内混合0)	
被保数		33,943		33,943		
課税総所得		22,100,008,072		22,100,008,072		
資産税額						
	所得割	552,495,002	12,806 世帯	552,495,002	12,806 世帯	
	資産割					
	均等割	288,515,500		288,515,500		
	平等割	127,648,500		127,648,500		
	算出額計	968,659,002		968,659,002		
条例 23 条 の 減 額	限度超過	70,905,427	363 世帯	70,905,427	363 世帯	
	均 等 割	7割	43,554,000	7,320 人	43,554,000	7,320 人
		5割	22,758,750	5,355 人	22,758,750	5,355 人
		2割	7,685,700	4,521 人	7,685,700	4,521 人
		子ども	2,566,150	786 人	2,566,150	786 人
		計	76,564,600	17,982 人	76,564,600	17,982 人
	平 等 割	7割	22,959,300	5,637 世帯	22,959,300	5,637 世帯
		5割	8,503,500	3,114 世帯	8,503,500	3,114 世帯
		2割	2,832,300	2,564 世帯	2,832,300	2,564 世帯
		計	34,295,100	11,315 世帯	34,295,100	11,315 世帯
	7割小計	66,513,300		66,513,300		
	5割小計	31,262,250		31,262,250		
	2割小計	10,518,000		10,518,000		
	子ども小計	2,566,150		2,566,150		
	計	110,859,700		110,859,700		
月割減額	35,569,000		35,569,000			
減 免	710,020		710,020			
端数処理	888,555		888,555			
減額等小計	218,932,702		218,932,702			
その他減額処理	0		0			
賦課額	749,726,300		749,726,300			

48. 介護保険料

①所得段階別保険料

令和3～5年度				平成30～令和2年度		
所得段階	標準割合	保険料 円	対 象 者	所得段階	標準割合	保険料 円
第1段階	基準額×0.28	19,200	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第1段階	基準額×0.48 H30軽減後：基準額×0.43 R1軽減後：基準額×0.355 R2軽減後：基準額×0.28	34,900 H30軽減後： 31,300 R1軽減後：25,800 R2軽減後：20,400
第2段階	基準額×0.4	27,500	・世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円 を超え120万円以下の方	第2段階	基準額×0.65 R1軽減後：基準額×0.525 R2軽減後：基準額×0.4	47,300 R1軽減後：38,200 R2軽減後：29,100
第3段階	基準額×0.7	48,100	・世帯全員が市民税非課税で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円 を超える方	第3段階	基準額×0.75 R1軽減後：基準額×0.725 R2軽減後：基準額×0.7	54,600 R1軽減後：52,800 R2軽減後：51,000
第4段階	基準額×0.85	58,400	・本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円 以下の方	第4段階	基準額×0.85	61,900
第5段階	基準額×1.0	68,800	・本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で、 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円 を超える方	第5段階	基準額×1.0	72,900
第6段階	基準額×1.2	82,500	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	基準額×1.2	87,400
第7段階	基準額×1.3	89,400	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	基準額×1.3	94,700
第8段階	基準額×1.55	106,600	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	基準額×1.55	112,900
第9段階	基準額×1.85	127,200	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	第9段階	基準額×1.85	134,800
第10段階	基準額×2.05	141,000	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が430万円以上540万円未満の方	第10段階	基準額×2.05	149,400
第11段階	基準額×2.25	154,800	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が540万円以上650万円未満の方	第11段階	基準額×2.25	164,000
第12段階	基準額×2.4	165,100	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が650万円以上760万円未満の方	第12段階	基準額×2.4	174,900
第13段階	基準額×2.6	178,800	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が760万円以上870万円未満の方	第13段階	基準額×2.65	193,100
第14段階	基準額×2.7	185,700	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が870万円以上1,000万円未満の方	第14段階	基準額×2.8	204,100
第15段階	基準額×2.8	192,600	・本人が市民税課税者で、 合計所得金額が1,000万円以上の方	第15段階	基準額×3.0	218,700
基準額：年額68,800円（月額5,741円）				基準額：年額72,900円（月額6,083円）		

*上記の所得段階別保険料の表における「合計所得金額」は、年金、給与、不動産、配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いたもの（土地や建物に係る譲渡所得は特別控除後の金額）のすべてを合算したもので、基礎控除や扶養控除などの所得控除をする前の金額です。

ただし、1～5段階の方の「合計所得」は、上記の「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得を控除した後の金額とします。

*令和3～5年度の介護保険料所得段階の判定に用いる所得金額等は、税制改正による影響を生じさせないため、次のとおり計算しています。

①1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がある場合 → 給与所得に所得金額調整控除を加えた額から10万円を控除します。

②1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がない場合 → 給与所得の金額から10万円を控除します。

③6～15段階の方で給与所得又は公的年金等の雑所得がある場合 → 当該所得の合計額から10万円を控除します。

控除後の額がマイナスの時は、いずれも合計所得金額を0円とします。

*平成30～令和2年度の第1～3段階については、公費による保険料の軽減が行われ、「軽減後」の保険料となります。

48. 介護保険料

②令和5年度賦課状況（当初）

所得段階	被保険者数				所得段階別割合
	特別徴収	普通徴収	併徴 (10月から特徴)	合計	
第1段階	4,443	1,470	342	6,255	14.38%
第2段階	2,752	238	116	3,106	7.14%
第3段階	2,412	66	57	2,535	5.83%
第4段階	5,218	576	108	5,902	13.57%
第5段階	6,545	57	58	6,660	15.31%
第6段階	7,022	404	105	7,531	17.32%
第7段階	5,629	384	64	6,077	13.97%
第8段階	2,437	288	31	2,756	6.34%
第9段階	990	136	17	1,143	2.63%
第10段階	406	68	6	480	1.10%
第11段階	199	27	2	228	0.52%
第12段階	137	25	0	162	0.37%
第13段階	88	19	3	110	0.25%
第14段階	77	20	0	97	0.22%
第15段階	358	86	5	449	1.03%
合計	38,713	3,864	914	43,491	100.00%
賦課額	2,750,532,400	223,939,400	特徴・普徴 それぞれに計上	2,974,471,800	

③介護保険料（第1号保険料）調定額の推移

（単位：円）

年度	最終調定額			前年度対比
	特別徴収	普通徴収	合計	
平成30年度	2,775,511,300	291,523,100	3,067,034,400	-
令和元年度	2,792,331,400	291,873,500	3,084,204,900	100.6%
令和2年度	2,760,942,800	322,828,100	3,083,770,900	100.0%
令和3年度	2,646,487,900	297,234,600	2,943,722,500	95.5%
令和4年度	2,690,239,500	283,855,200	2,974,094,700	101.0%

49. 後期高齢者医療保険料

①税率・税額

区 分	所得割率 %	均等割 円	限度額 万円
平成30・令和元年度	8.54	43,200	62
令和2・3年度	8.54	43,200	64
令和4・5年度	8.54	43,200	66

②減額措置

(単位：件、円)

区 分		旧被扶養者以外				被扶養者
		均等割額				均等割額
減額割合		(特8割) 7割	(特8.5割) 特7.75割	5割	2割	5割
令和2年度	件数	4,272	3,775	2,407	2,556	160
	軽減額	129,185,280	125,717,400	51,991,200	22,083,840	3,456,000
令和3年度	件数	8,347		2,556	2,722	150
	軽減額	252,413,280		55,209,600	23,518,080	3,240,000
令和4年度	件数	8,761		2,816	2,866	169
	軽減額	264,932,640		60,825,600	24,762,240	3,650,400

③令和5年度賦課状況(当初)

(単位：人、円)

区 分	特別徴収	普通徴収	合 計
被保険者数	19,395 併徴者(内2,112人)	2,299	21,694
賦 課 額	979,246,600	528,940,700	1,508,187,300

④後期高齢者医療保険料の調定額の推移

(単位：円)

年 度	最 終 調 定 額			前年度 対比
	特別徴収	普通徴収	合 計	
平成30年度	720,660,500	480,569,300	1,201,229,800	—
令和元年度	784,682,000	517,067,100	1,301,749,100	108.4%
令和2年度	833,549,500	513,337,500	1,346,887,000	103.3%
令和3年度	876,400,200	517,482,500	1,393,882,700	103.5%
令和4年度	911,004,400	568,766,500	1,479,770,900	106.2%

50. 入湯税

(単位：人、円)

年 度	施設利用者数	課税者数	一人あたりの 税額	税 額
平成30年度	179,205	6,856	50	342,800
令和元年度	188,990	6,733	50	336,650
令和2年度	157,591	5,636	50	281,800
令和3年度	171,514	6,592	50	329,600
令和4年度	200,340	7,661	50	383,050

(参考) 対象施設 天然温泉「小山思川温泉」
ビジネスホテル「スーパーホテル小山」

51. たばこ税

(単位：本・円)

年 度	区 分	税率 (円/1,000本)	課税標準数量 (内訳)	課税標準数量	税 額	
平成30年度	旧3級品	4,000	6,516,220	244,657,962	1,244,480,081	
	旧3級品以外	～平成30年9月30日	5,262			224,684,014
		平成30年10月1日～	5,692			
	手持品	旧3級品	645			328,161
旧3級品以外		430	13,129,567			
令和元年度	旧3級品	～令和元年9月30日	4,000	3,371,000	225,032,743	1,267,694,371
		令和元年10月1日～	5,692			
	旧3級品以外	旧3級品	1,692	146,556		
		旧3級品以外	430	68,739		
令和2年度	製造たばこ	～令和2年9月30日	5,692	210,060,473	221,269,571	1,228,403,294
		令和2年10月1日～	6,122			
	手持品	旧3級品	1,692	7,200		
		製造たばこ ^{※1}	430	11,201,898		
令和3年度	製造たばこ	～令和3年9月30日	6,122	210,579,795	221,679,104	1,322,595,053
		令和3年10月1日～	6,552			
	手持品	製造たばこ ^{※1}	430	11,099,309		
令和4年度	製造たばこ	6,552	215,312,551	215,312,551	1,403,376,524	

^{※1}平成30年度税制改正により、令和元年10月1日から旧3級品のたばこに係るたばこ税の税率が旧3級品以外の製造たばこと同率になったため、製造たばこと表記しています。